

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全雇用労働者	106.2%
正規雇用労働者	88.1%
非正規雇用労働者	196.9%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当等を除く。

正規雇用労働者：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者〈専任教職員・無期雇用の契約専任教職員・常勤的非常勤教職員〉

非正規雇用労働者：パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者（正規雇用労働者）に比べて短い労働者）〈非常勤教職員〉及び有期雇用労働者（事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者）〈有期雇用の契約専任教職員〉